

農山漁村生活体験ホームステイに係るガイドライン

高知県農林水産部

平成18年2月14日策定

1 策定の趣旨

近年、都市と農山漁村の交流を通じて農林水産業や地域の活性化を図ろうとする動きが高まりつつある中で、本県における都市と農山漁村の交流を、発展的、継続的に進めていくためには、営業許可を取得して行う「農林漁業体験民宿業（農村休暇法）」等を核とした滞在型の農山漁村生活体験ツーリズム（いわゆる「こうち体験ツーリズム」）の受入体制を整備していくことが重要である。

一方、学校教育の一環や都市と農山漁村の相互理解を深める取り組み等において、農林漁家への宿泊の要望があることから、営利を目的とせず、宿泊料を受け取らない短期的な受入を行う事例も見受けられるが、このような受入を行う場合であっても、安全性及び受入の質の確保、並びに法の遵守の観点から一定の目安を設けて実施することが強く望まれている。

本ガイドラインは、こうした状況を踏まえ、「農山漁村生活体験ホームステイ」を行う場合における受入側の取扱いを明確化し、「農山漁村生活体験ホームステイ」を希望する者の安全確保と農林漁家受入の質の向上を図ることを目的とするものである。

2 定義

このガイドラインにおいて使用する用語の定義は、次のとおりである。

用語	定義
市町村等	次のいずれかに該当するものをいう。 市町村、市町村が主たる構成員となっている団体、市町村が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の2分の1以上を拠出している法人で、地域振興又は農林漁業振興を目的としているもの 市町村が関与して定めた地域振興又は農林漁業振興に関する方針・計画等に沿って農山漁村生活体験を提供する団体
受入農林漁家	「農山漁村生活体験ホームステイ」を希望する者の受入を行う農林漁家
「農山漁村生活体験ホームステイ」	営利を目的とせず、かつ、宿泊料を受けないで人を短期間宿泊させることであって、次のいずれにも該当するもの 市町村等が、宿泊を希望する者の受入農林漁家の決定に関与するもの 受入農林漁家においては、農山漁村生活体験、調理、農林漁家との団らん等の機会を併せて提供するものであること 頻度の低い受入であること 宿泊料を受けていないことについての明確な根拠があること 地域内に法の遵守が周知されていること

3 対象とする提供行為等の範囲

受入農林漁家が「農山漁村生活体験ホームステイ」を希望する者に提供する行為等は次の範囲のものとする。

- (1) 農山漁村生活体験等のための滞在の受入に関する行為
- (2) 農山漁村生活体験等のための指導に関する行為
- (3) 農山漁村生活体験等のための食事等の指導に関する行為
- (4) 1回の受入における1受入農林漁家あたりの人数は、おおむね5人以内とするが、農林漁家が指導する作業内容によっては客の安全が充分確保できる人数を受入るものとする。

4 受入実績の把握と情報の管理

市町村等は、受入農林漁家の名簿（参考様式一覧）を整備、保管しておく。

市町村等は、「農山漁村生活体験ホームステイ」の受入を行った場合に入手した個人情報については、その管理に十分配慮するものとする。

5 衛生管理指導責任者の設置及び役割

受入する市町村等は、「農山漁村生活体験ホームステイ」を希望する者の安全を確保する観点から、衛生管理指導責任者を定める。

衛生管理指導責任者は、受入農林漁家に対して、施設の衛生管理及び食品衛生に関する指導その他必要な措置を講じる。

6 衛生講習会

市町村等は、原則として1年に1回以上、全部の受入農林漁家を対象として講習会を実施するものとする。

また、新たに「農山漁村生活体験ホームステイ」を受入ようとする農林漁家がある場合は、予め当該農林漁家を対象として講習会を実施するものとする。

なお、講習内容は別表1に掲げるものを基準とする。

7 事故等への対応

市町村等及び受入農林漁家は、受入に当たって、体験及び宿泊時等における安全対策を講ずるとともに、傷害保険等への加入など事故発生時の対応を万全にすべきである。

8 指導等の対価の受け取り

- (1) 受入農林漁家は、指導等に伴う対価を受け取ることができるものとする。
- (2) 前記(1)により受け取ることができる指導等に伴う対価は、受入農林漁家と市町村等が協議の上、別表2に掲げるところにより算定するものとする。

9 その他

(1) この指針によるもののほか、「農山漁村生活体験ホームステイ」の実施について必要な事項は、市町村等と関係機関とが協議して定めておく。

(2) 市町村等においては、受入日程の調整等、「農山漁村生活体験ホームステイ」を円滑に

- 進めるため、受入農林漁家等を構成員とする組織を設置することが望ましい。
- (3) 市町村等においては「農山漁村生活体験ホームステイ」希望者に対して「農山漁村生活体験ホームステイ」による受入であること
 宿泊・滞在の目的が専らその地域住民との相互理解に基づく交流であること
 について了解を得ておくことが望ましい。
- (4) 市町村等においては受入にあたり、地域内で競合する関係者（宿泊業者等）との調整をあらかじめ行っておくことが望ましい。

別表 1（第 6 関係）

講 習 内 容	講習時間
1 施設に関する事項 滞在に供する部屋、浴室、洗面所、便所等の施設設備、管理について	90分
2 食品衛生に関する事項 (1) 食中毒とその予防について (2) 施設、器具、使用水の衛生管理について (3) 食品の衛生的取り扱いについて (4) 調理従事者の衛生管理と衛生習慣について	
3 その他	

別表 2（第 8 関係）

区 分	内 容	備 考
指導等に伴う対価に含むことができるもの	消耗品費 人件費 収穫農産物等の価額 体験指導にかかる諸経費 食事代の実費	人件費は、農山漁村生活体験及び調理・食事等の指導に係る人件費とする。
指導等に伴う対価に含むことができないもの	宿泊のための経費 体験者送迎に要する経費	

(参考様式1)

平成 年度 「農山漁村生活体験ホームステイ」受入農林漁家名簿

市町村等名 _____

農林漁家名	「農山漁村生活体験ホームステイ」の内容	受入の相手	受入期間	連絡先